

滋賀県障害児通所給付費（医療費）等県費負担金交付要綱

（平成 27 年 12 月 28 日滋障福第 2809 号）

（通則）

第 1 条 滋賀県障害児通所給付費（医療費）等県費負担金の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 滋賀県障害児通所給付費（医療費）等県費負担金は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定等に基づき、市町が支弁する障害児通所支援事業所および障害児相談支援事業所（以下、「障害児通所支援事業所等」という。）における児童等の委託後の保護に必要な費用の負担および障害児が障害児通所支援事業所等において受けた指定通所支援および障害児相談支援に要する費用の負担を行うことにより、障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義及び解釈）

第 3 条 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「障害児通所支援事業所」とは、法第 21 条の 5 の 15 第 1 項に規定する障害児通所支援事業所をいう。
- （2）「障害児相談支援事業所」とは、法第 24 条の 28 第 1 項に規定する障害児相談支援事業所をいう。
- （3）「やむを得ない事由による措置費」とは、法第 21 条の 6 に基づき、市町が行う行政処分に要する費用（治療に要する費用を除く。）をいう。
- （4）「やむを得ない事由による措置医療費」とは、法第 21 条の 6 に基づき、市町が行う行政処分に要する費用（治療に要する費用に限る。）をいう。
- （5）「肢体不自由児通所医療費基準額」とは、法第 21 条の 5 の 28 第 2 項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用をいう。

（交付の対象）

第 4 条 この負担金は、次の事業を交付の対象とする。

- （1）やむを得ない事由による措置費
市町が法第 21 条の 6 に規定する措置をとった場合に必要費用（治療に要する費用を除く。）
- （2）障害児通所給付費等
市町が、法第 21 条の 5 の 3 に規定する障害児通所給付費、法第 21 条の 5 の 4 に規定する特例障害児通所給付費もしくは法第 21 条の 5 の 12 に規定する高額障害児通所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）の支給をした場合における法第 51 条第 1 号に規定する障害児通所給付費等の支給に要する費用（肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用を除く。）
- （3）障害児相談支援給付費等
市町が法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援給付費及び法第 24 条の 27 第 1 項に規定する特例障害児相談支援給付費（以下「障害児相談支援給付費等」という。）の支給をした場合における法第 51 条第 6 号に規定する障害児相談支援給付費等の支給に要する費用。

(4) やむを得ない事由による措置医療費

市町が法第 21 条の 6 に規定する措置をとった場合に必要な費用（治療に要する費用に限る。）

(5) 肢体不自由児通所医療費

市町が法第 21 条の 5 の 28 に規定する肢体不自由児通所医療費の支給をした場合における法第 51 条第 1 号に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

(交付額の算定方法)

第 5 条 この負担金の交付額は、別表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較してそれぞれ少ない方の額に第 4 欄に掲げる負担率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第 6 条 規則第 5 条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各種目の経費の配分の変更は、知事の承認を要しないものとする。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) この負担金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(交付の申請)

第 7 条 規則第 3 条に規定する交付の申請は、別紙様式 2 による申請書を毎年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付の申請)

第 8 条 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、別紙様式 3 による変更交付申請書を毎年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第 9 条 負担金の交付の申請または変更交付の申請があったときには、知事は 30 日以内に交付の決定または変更交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条に規定する実績報告は、別紙様式 4 による報告書を翌年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、滋賀県障害児通所給付費（医療費）等県費負担金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 28 日から施行し、平成 27 年度の負担金交付より適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 16 日から施行し、令和 2 年度の負担金交付より適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の負担金交付より適用する。

別表

種 目 第1欄	基準額 第2欄	対象経費 第3欄	負担率 第4欄
1 やむを得ない事由による措置費	「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費用（肢体不自由児通所医療費基準額を除き、当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）から、同通知の別紙に基づき算定した通所利用者負担額を控除した額を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における通所利用者負担額が同通知の1に基づき算定した額を超える場合においては、同通知の1に基づき算定した額と同額まで控除するものであること。	市町が法第21条の6に規定する措置に要した費用（治療に要する費用を除く。）	1 / 4
2 障害児通所給付費等	次に掲げる額の合計額 1 障害児通所給付費 法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） 2 特例障害児通所給付費 法第21条の5の4の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） 3 高額障害児通所給付費	1 法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用 2 法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用 3	1 / 4

	<p>児童福祉法施行令第25条の5の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>	<p>法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	
<p>3 障害児相談支援給付費等</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>1 障害児相談支援給付費 法第24条の26の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p> <p>2 特例障害児相談支援給付費 法第24条の27の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>	<p>1 法第24条の26に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p> <p>2 法第24条の27に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>1 / 4</p>
<p>4 やむを得ない事由による措置医療費</p>	<p>「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費用（肢体不自由児通所医療費基準額に限り、当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における通所利用者負担額が同通知の1に基づき算定した額を超える場合においては、その超える額をこの項における同通知の1に基づき算定した額から控除した額を基本額として負担するものであること。</p>	<p>市町が法第21条の6に規定する措置に要した費用（治療に要する費用に限る。）</p>	<p>1 / 4</p>

<p>5 肢体不自由児通所医療費</p>	<p>法第21条の5の28の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第21条の5の30に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>	<p>法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用</p>	<p>1 / 4</p>
--------------------------	---	--	--------------

年度滋賀県障害児通所給付費(医療費)等県費負担金調書

市町名 _____

年度 滋賀県所管

(単位:円)

県			市町										備考	
歳出 予算 科目	交付決定額	補助 率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県費補 助等相当額	支出済額	うち県費負 担金相当額	翌年度 繰越額	うち県費補 助等相当額		

(記入要領)

- 1 「県」の「歳出予算科目」は、項、目及びもくの細分を記載すること。
- 2 「市町」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 市町長
担当者 氏 名
連絡先

年度障害児通所給付費（医療費）等県費負担金の交付申請について

標記について、次により県費負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

- | | | | | |
|---|--------------------------|---|---|-------|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 | |
| 2 | 障害児通所給付費（医療費）等県費負担金所要額調書 | | | （別紙A） |
| 3 | 障害児通所給付費（医療費）等県費負担金事業計画書 | | | （別紙B） |
| 4 | 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本 | | | |

別添

寄付金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄付金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

別紙B

年度障害児通所給付費(医療費)等県費負担金事業計画書

市町名

種 目		対象者延人員(人)	対象経費の支出 予定額(円)
やむを得ない事由による措置費			
障害児 通所 給付 費等	障害児通所給付費		
	特例障害児通所給付費		
	高額障害児通所給付費		
	計	0	0
障害児 相談 支援 給付 費等	障害児相談支援給付費		
	特例障害児相談支援給付費		
	計	0	0
小 計		0	0
やむを得ない事由による措置医療費			
肢体不自由児通所医療費			
小 計		0	0
合 計		0	0

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 市町長
担当者 氏 名
連絡先

標記について、次により県費負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。
なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

- | | | | |
|----------------------------|---|---|--------|
| 1 変更交付申請額 | 金 | 円 | |
| 既交付決定額 | 金 | 円 | |
| 差引額 | 金 | 円 | |
| 2 障害児通所給付費（医療費）等県費負担金所要額調書 | | | （別紙 A） |
| 3 障害児通所給付費（医療費）等県費負担金事業計画書 | | | （別紙 B） |
| 4 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本 | | | |

別紙様式 4

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者
担当者

市町長
氏名
連絡先

年度障害児通所給付費（医療費）等県費負担金事業実績報告について

年 月 日滋障福第 号により交付決定を受けた標記に係る
事業実績について、関係書類を添えて報告する。

（添付書類）

- 1 障害児通所給付費（医療費）等県費負担金精算書（別紙）
- 2 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別添

寄付金その他の収入額の内訳

区分	金額	説明
○ ○ ○ ○	円	
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
計		

(記入要領)

「寄付金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

別紙

第1 収支精算額表

〇〇市町

種 目	対象経費の 支出済額	寄付金その他 の収入額	差引額 (A-B)	基準額	県費負担基本額 (C・Dいずれか 少ない方の額)	通所利用者負 担額	差引県費負担 基本額 (E-F)	県費負担所要額 (G×1/4)	令和2年3月放 課後等デイ サービス事業 費補助金交付 額	差引県費負担 所要額 (H-I)J	交付決定額	県費負担受入額	差 引 過 不 足 額		備 考	
													過 (L-J)	不足 (J-L)		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	K	L	(L-J)	(J-L)	円	
やむを得ない事由による措置費				0		0		0		0			0	0	0	
障 害 児 通 所 給 付 費 等	障 害 児 通 所 給 付 費			0		0		0		0			0	0		
	特 例 障 害 児 通 所 給 付 費			0		0		0		0			0	0		
	高 額 障 害 児 通 所 給 付 費			0		0		0		0			0	0		
	計	0	0	0	0	0		0	0	0			0	0		
障 害 児 相 談 支 援 給 付 費 等	障 害 児 相 談 支 援 給 付 費			0		0		0		0			0	0		
	特 例 障 害 児 相 談 支 援 給 付 費			0		0		0		0			0	0		
	計	0	0	0	0	0		0	0	0			0	0		
小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
やむを得ない事由による措置医療費				0		0		0		0			0	0		
肢 体 不 自 由 児 通 所 医 療 費				0		0		0		0			0	0		
小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記入要領)

- 1 経費の配分変更を行った場合には、「県費負担金受入額（J欄）」に、その変更後の額を記入し、「備考」の欄でその増減額を明らかにすること。
- 2 「寄付金その他の収入額（B欄）」がある場合は、別添によりその内訳を添付すること。

年度障害児通所給付費(医療費)等県費負担金支出済額 内訳

種 目		対象者延人員(人)	対象経費の支出 済額(円)
やむを得ない事由による措置費			
障害児通所給付費等	障害児通所給付費		
	特例障害児通所給付費		
	高額障害児通所給付費		
	計	0	0
障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費		
	特例障害児相談支援給付費		
	計	0	0
小 計		0	0
やむを得ない事由による措置医療費			
肢体不自由児通所医療費			
小 計		0	0
合 計		0	0